水土里保全活動支援事業費補助金交付要綱

制　　定　平成 27 年 4 月 1 日　26 産労農振第 2112 号
最終改正　令和 7 年 3 月 31 日　6 産労農振第 2803 号

（通則）

第１　東京都は、農業・農地の有する多面的機能の維持・発揮を図る地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理をするため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）、多面的機能支払交付金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日付 25 農振第 2253 号農林水産事務次官依命通知）、日本型直接支払推進交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付 27 農振第 2222 号農林水産事務次官依命通知）によるところのほか、水土里保全活動支援事業実施要綱（平成 27 年 4 月 1 日付 26 産労農振第 2112 号）に定める事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助の対象及び補助率等）

第２　補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、経費の内容、補助率等については、別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第３　補助金の交付を受けようとする区市町村、土地改良区、その他知事が適当と認める者（以下、「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第１号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

２　申請者は、前項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　土地改良区が申請する場合は、総会の議事録

(2)　その他特に知事が指示した書類

３　申請者は、前項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第４　知事は、第３の規定に基づき申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（別記様式第２号）により、申請者に通知する。

２　前項の場合において、知事は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

（申請の取り下げ）

第５　申請者は、第３第１項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第４第１項の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認等）

第６　交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、特別の必要が生じたことにより、補助事業を変更、中止又は廃止しようとするときは、補助金変更（中止又は廃止）承認申請書（別記様式第３号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、

別表に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

2　知事は、前項の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

3　本事業における軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

（事故報告等）

第７　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事故報告書（別記様式第４号）を知事に提出し、その指示に従わなくてはならない。

（状況報告）

第８　補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の 12 月 31 日現在における事業の遂行状況報告書（別記様式第５号）を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに知事に提出しなければならない。

ただし、別記様式第 10 号に概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業の遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2　前項に定めるもののほか、知事は、特に必要と認められる書類等を補助事業者から提出させることができる。

（遂行命令等）

第９　知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第２項の規定による調査等により、交付事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2　補助事業者が前項の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第 10　補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書（別記様式第６号）を速やかに知事に提出しなければならない。第７の規定により事業を廃止した場合も同様とする。

2　前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を含めて補助金の交付を申請した補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3　当該補助金に係る消費税仕入控除税額を含めて補助金の交付申請した補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した活動組織に
ついては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第７号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（額の確定）

第 11　知事は、第 10 の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第８

号により補助事業者に通知する。

（是正措置）
第 12　知事は、第 11 の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。
2　前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合には、第 10 の規定を準用する。

（補助金の支出）
第 13　第 11 の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書（別記様式第９号）を知事に提出しなければならない。
2　知事は、１の規定による請求書の提出があったときは、当該補助金を支出する。

（概算払の請求）
第 14　知事は、補助事業の遂行に当たって必要があると認めたときは、第 13 の規定にかかわらず補助金の全部又は一部を概算払することができる。
2　補助事業者は、第４による交付決定通知を基に交付金の概算払を請求するときは、別記様式第 10 号により概算払請求書を作成し、第３の交付申請の手続に準じて知事に提出しなければならない。
3　別表の事業の欄に掲げる事業が補助事業者からの交付により行われる場合において補助事業者が概算払により、補助金を受領したときは、当該概算払を受けた補助金の額に、これに対応する補助事業者負担を加え、遅滞なく 水土里保全活動支援事業実施要綱（平成 27 年 4 月 1 日付）26 産労農振第 2112 号）第３第１項に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）に支出しなければならない。
4　補助事業者は、補助金の概算払を受けた場合において、第 11 の規定による補助金の額の確定通知を受領したときは、速やかに補助金を精算し、概算払精算書（別記様式第 11 号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）
第 15　知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
(1) 補助金に係る事業に関して不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
(2) 補助金又は間接補助金を他の用途に使用した場合
(3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは補助金の交付の決定に基づく命令に違反した場合
(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金に係る事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
2　前項の規定は、第 11 の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）
第 16　知事は、第６又は第 15 の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは期限を定めて、その返還を命ずる。
2 知事は、第 11 の規定により補助事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）
第 17　知事が、第 15 第１項の規定により交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合にお

いて、補助金の返還を命じたときは、補助は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2　知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納付期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（違約加算金の計算）

第 18　補助金が２回以上に分けて交付されている場合における第 17 第１項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれ受領の日において受領したものとする。

2　第 17 第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまではその納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第 19　第 17 第２項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第 20　知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその補助を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第 21　補助事業者は、　事業実施主体に補助金を交付するときは本要綱第６から第８、第 21 及び第 22 の場合の規定に準ずる条件を付さなければならない。この場合において、補助事業者は、事業実施主体から第１号アの(ｲ)に係る納付を受けた場合は、その金額の全部又は一部を都に納付しなければならない。

1　財産の管理等

(1)　事業実施主体は、補助金対象経費（補助金に係る事業を他の団体に実施させた場合における対象経費費を含む。）により取得し、又は効用が増加した財産（以下取得財産）を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。

(2)　取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、当該収入の全部又は一部に相当する額を区市町村に納付させることがある。

2　財産処分の制限

(1)　事業実施主体は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産を、補助金交付の目的に反して処分しようとするときは、あらかじめ区市町村長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

(2)　(1)の承認については、前項の(2)の規定を準用する。

3　財産管理台帳の整備

事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、別記様式第 12 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。（別表６の事業は除く）

（補助金の経理）

第 22　補助事業者は、補助金に係る事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して区市町村の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日に属する会計年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

３　前２項及び第 23 に基づき作成、保管すべき帳簿その他関係書類及び調書のうち、電磁気的記録により、作成、保管が可能なものは、電磁気的記録によることができる。

（補助金調書）

第 23　補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第 13 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

附則（平成 27 年 4 月 1 日付 26 産労農振第 2112 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 10 月 13 日付 29 産労農振第 1204 号）

１　この要綱は、平成 29 年 10 月 13 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

２　この要綱に基づき平成 28 年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金の使途については、なお従前の例による。

附則（令和元年 8 月 30 日付 31 産労農振第 1005 号）

１　この要綱は、令和元年 8 月 30 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

２　この要綱に基づき平成 30 年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金の使途については、なお従前の例による。

附則（令和 3 年 8 月 12 日付 3 産労農振第 1172 号）

１　この要綱は、令和 3 年 8 月 12 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

２　この要綱に基づき令和2年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金の使途については、なお従前の例による。

附則（令和 7 年 3 月 31 日付６産労農振第 2803 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第２関係）

事業	経費の内容	10アール当たり補助単価	10メートル当たり補助単価	補助率	軽微な変更	
					経費の配分の変更	事業内容等の変更
					次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
１　地域活動支援（農地維持）	水土里保全活動支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第２の１の規定に基づき区市町村が活動組織の行う地域活動支援に係る事業に補助する補助金の経費	※定額		75％以内（国50%、都25%）	各区市町村の補助金額の30%を超える増減	事業実施主体の変更
２　地域活動支援（水路維持）	実施要綱（以下「実施要綱」という。）第２の１の規定に基づき区市町村が活動組織の行う地域活動支援に係る事業及び資源向上支援に係る事業のうち水路の維持、補修等に補助する補助金の経費		3,000円	75%以内（都75%）	各区市町村の補助金額の30%を超える増減	事業実施主体の変更
３　資源向上活動支援（共同）	実施要綱第２の１の規定に基づき区市町村が活動組織の行う資源向上支援（共同）に係る事業に補助する補助金の経費	※定額		75％以内（国50%、都25%）	各区市町村の補助金額の30%を超える増減	事業実施主体の変更
４　資源向上活動支援（長寿命化）	実施要綱第２の１の規定に基づき区市町村が活動組織の行う資源向上支援（長寿命化）に係る事業に補助する補助金の経費	※定額		75％以内（国50%、都25%）	各区市町村の補助金額の30%を超える増減	事業実施主体の変更
５　推進活動支援	実施要綱第３の２の規定に基づき区市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、区市町村に対し補助金を交付する場合における当該補助に要する経費			100％（国100%）	各区市町村への補助金額の30%を超える増減	国庫交付金の30%以内の減
６　水路浚渫支援	実施要綱第２の１の規定に基づき区市町村、土地改良区、その他知事が認める者が行う、水路浚渫に係る事業に補助する補助金の経費実施		200,000円以内	75%以内（都75%）	区市町村、土地改良区、その他知事が認める者への補助金額が30%を超える増減	

※多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日25農振第2254号、農林水産事務次官依命通知）に規定する金額

別記様式第１号（第３関係）

番　　号
年　月　日

東 京 都 知 事　殿

申請者　氏　名

年度水土里保全活動支援事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、水土里保全活動支援事業費補助金交付要綱第３の規定により、下記のとおり申請する。

また、事業の内容等は、別添の事業実施計画書のとおりである。

記

交付申請額

１　地域活動支援補助金

(1)農地維持のための活動　　円

(2)水路維持のための活動　　円

２　資源向上活動支援補助金

(1)地域資源の質的向上を図る共同活動　　円

(2)施設の長寿命化のための活動　　円

３　推進活動支援補助金　　円

４　水路浚渫支援補助金　　円

注：　添付書類として、水土里保全活動支援事業実施要綱第５第１項により、知事に提出した事業実施計画書を添付すること。

別記様式第２号（第４関係）

番　　号
申 請 者 名

　　年　　月　　日付　第　号で補助金の交付申請のあった　　年度水土里保全活動支援事業（以下「補助事業」という。）については、申請の内容を審査したところ適当と認められるので、下記により交付する。

　　年　　月　　日

東京都知事　　氏　名

記

第　１　　交付金額　　金　　円

第　２　　補助事業の内容等
　　補助事業の内容は、　　年　　月　　日付　　第　　号による申請書のとおりとする。

第　３　　補助率等
　　補助事業に要する経費の配分、補助金額及び補助率は次のとおりとする。

支援内容	経費	補助金	補助率
	円	円	地域活動支援（農地維持）75%以内 地域活動支援（水路維持）75%以内 資源向上活動支援　　75%以内 推進活動支援　100% 水路浚渫支援　75%以内
合　計			

第　4　　申請の取り下げ

補助事業者は、第３第１項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第　5　　承認事項

1　補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、水土里保全活動事業費補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 1 日付 26 産労農振第 2112 号。以下「交付要綱」という。）第 6 の 1 に該当する場合は、あらかじめ事業変更承認申請書（交付要綱別記様式第 3 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2　知事は、1 の申請があった場合において、その申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第　6　　事情変更による決定の取消し等

知事は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの交付の決定の内容若しくは、これに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、すでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第　7　　事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（交付要綱別記様式第 4 号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第　8　　状況報告

1　補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の 12 月 31 日現在における事業の遂行状況報告書（別記様式第 5 号）を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに知事に提出しなければならない。

ただし、別記様式第 10 号に概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業の遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2　1 に定めるもののほか、知事は、補助金に係る事業の円滑な事業を図るため、特に必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助金に係る事業の執行状況について報告を求めることができる。

第　9　　遂行命令等

1　知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業がこの交付決定の内容、又はこれに付し

た条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

2　知事は、補助が、1の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

第１０　実績報告

1　補助事業者は、当該補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、実績報告書（交付要綱別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。また、第5の規定により廃止の承認を受けた場合もまた同様とする。

2　1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を含めて補助金の交付を申請した補助事業者は、各事業実施主体における当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3　当該補助金に係る消費税仕入控除税額を含めて補助金の交付申請した補助事者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を交付要綱別記様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第１１　補助金の額の確定

知事は、第10規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が、この交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付要綱別記様式第8号により補助事業者に通知するものとする。

第１２　是正のための措置

知事は、第11規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

第１３　補助金の支払及び請求

1　知事は、第11の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。

2　補助事業者は、1の規定により補助金の請求をしようとするときは、交付要綱別記様式第9号による補助金交付請求書（概算払による場合は、交付要綱別記様式第10号に

よる補助金概算払請求書)を知事に提出しなければならない。

3　補助事業者が概算払により補助金を受領したときは、当該概算払を受けた補助金の額に、これに対応する補助事業者負担を加え、遅滞なく間接補助事業者に支出しなければならない。

4　補助事業者は、補助金の概算払を受けた場合において、第 11 の規定による補助金の額の確定通知を受領したときは、概算払精算書（交付要綱別記様式 11 号）を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

第１４　　決定の取消し

1　知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）　偽り、その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2）　補助金を他の用途に使用したとき。

（3）　その他、この交付の決定の内容、又はこれに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

2　1 の規定は、第 11 の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第１５　　補助金の返還

1　知事は、第 6 又は第 14 の規定により、この交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係わる部分に関し、すでに補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2　知事は、第 11 の規定により、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

第１６　　違約加算金及び延滞金

1　知事が、第 14 の 1 の規定により、この交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を都に納付しなければならない。

2　知事が、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を都に納付しなければならない。

3　1 及び 2 の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日

当たりの割合とする。

第１７　違約加算金の計算

１　補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 16 の 1 の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。

２　第 16 の 1 の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第１８　延滞金の計算

第 16 の 2 の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助 金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第１９　他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第２０　間接補助金交付の際付すべき条件

補助事業者は、間接補助事業者に対し、間接補助金を交付するときは、知事が補助金の交付について付した条件に準ずる条件を付すほか、次の各号に揚げる条件を付さなければならない。

１　財産の管理等

（１）　間接補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用が増加した財産を間接補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って、その目的にしたがって効率的を図らなければならない。

（２）　取得財産等を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとしたときに、収入があり、又はあると見込まれるときは、当該収入の全部又は一部に相当する額を区市町村に納付させることがある。

２　財産処分の制限

（１）　間接補助事業者は、補助対象経費により取得し又は効用が増加した財産を間接補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ補助事業者に申請

し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

（２）　承認については、前号の（2）の規定を準用する。

３　財産管理台帳の整備

間接補助事業は補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第 12 号の財産管理台帳及びその他関係書類を、処分制限期間を経過するまで管理保管しなければならない。

第２１　補助金の経理

１　補助事業者は、補助金に係る事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日に属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

３　前２項及び第 22 に基づき作成、保管すべき帳簿その他関係書類及び調書のうち、電磁気的記録により、作成、保管が可能なものは、電磁気的記録によることができる。

第２２　補助金調書

補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第 13 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

別記様式第３号（第６関係）

番　　号
年　月　日

東 京 都 知 事　殿

補助事業者　氏　名

年度水土里保全活動支援事業費補助金変更（中止又は廃止）承認申請書

年　月　日付　　第　　号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、水土里保全活動支援事業費補助金交付要綱第６の規定により申請する。

記

（注）１　記の記載内容については、別記様式第１号の記に準ずる。また、別記様式第１号による補助金交付申請書に添付した事業実施計画書を変更して提出するものとする。

この場合において、「変更（中止又は廃止）の理由」を添付するとともに、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

２　補助金の額が増額（減額）する場合には、件名の「　　年度水土里保全活動支援事業費補助金変更承認申請書」を「　　年度水土里保全活動支援事業費補助金の変更及び追加（減額）交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、水土里保全活動支援事業費補助金交付要綱第６の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、水土里保全活動支援事業費補助金交付要綱第６の規定により、補助金〇〇円を追加交付（減額承認）されたく申請する。」とする。

別記様式第４号（第７関係）

番　　号
年　　月　　日

東　京　都　知　事　　殿

補助事業者　　氏　　名

年度　水土里保全活動支援事業補助金に関する事故報告書

年　　月　　日付　　第　　号で補助金の交付決定の通知のあった水土里保全活動事業費補助金について、同事業費補助金交付要綱第７の規定に基づき、下記のとおり事故報告書を提出します。

記

１　事故の内容

２　事故発生前における補助事業の状況

（１）事業

（２）経費の支出状況　　単位：円

事業内容	交付決定額	月　日現在の支出額		残　額		支出予定額		事業遂行不能の時の不用額
		補助事業に要する経費	補助金額	補助事業に要する経費	補助金額	補助事業に要する経費	補助金額	
計								

３　今後の対応

別記様式第５号（第８関係）

番　　号
年　　月　　日

東 京 都 知 事　殿

補助事業者　　氏　　名

年度　水土里保全活動支援事業費補助金遂行状況報告書

年度水土里保全活動支援事業の遂行状況について、水土里保全活動支援事業費補助金交付要綱第８に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　事業遂行状況（農地維持・水路維持・質的向上・長寿命化）

交付先	経費区分	支援内容	交付決定額 (A)	事業の遂行状況 (B) (　年 月 日まで に完了したもの)	進捗率 (B)/(A)	備　考
	地域活動 支援補助金	農地維持	円	円	%	
		水路維持	円	円	%	
	資源向上活動 支援補助金	質的向上	円	円	%	
		長寿命化	円	円	%	
	計		円	円	%	

（注）「事業の遂行状況」の欄には、補助金の支払金額を記載すること。

２　事業遂行状況（水路浚渫）

経費区分	支援内容	交付決定額 (A)	契約済額(注)	遂行状況		備考
				支出済(注)(B)	進捗率(B)/(A)	
地域活動 支援補助金	水路浚渫				%	

（注）契約済額及び支出済額は都費を記載すること。

別記様式第６号（第１０関係）

番　　号
年　月　日

東 京 都 知 事　殿

補助事業者　　氏　　名

年度水土里保全活動支援事業費補助金実績報告書

　　年　月　日付　　第　　号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、水土里保全活動支援事業費補助金交付要綱第10の規定により、その実績を報告する。

記

１　地域活動支援補助金
（1）農地維持のための活動　　円
（2）水路維持のための活動　　円

２　資源向上活動支援補助金
（1）地域資源の質的向上を図る共同活動　　円
（3）施設の長寿命化のための活動　　円

３　推進活動支援補助金　　円

４　水路浚渫支援補助金　　円

注１：添付書類として、水土里保全活動支援事業実施要領（平成27 年4月1日付26産労農振第2113号）第７に基づき知事に提出する事業実績報告書を添付するものとする。
注２：このほかの添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費等ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。また、補助金交付申請書又は補助金変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。
注３：上記添付資料に加え、必要に応じて事業実績の根拠となるその他資料を添付すること。

別記様式第７号（第１０関係）

番　　号
年　　月　　日

東 京 都 知 事 殿

補助事業者　氏　　名

　　年　月　日付　　第　　号をもって補助金交付決定の通知のあった本補助金について、水土里保全活動支援事業費補助金交付要綱第１１の規定に基づき、下記のとおり報告します。

１　補助金の額の確定額　　金　　円
（　　年　月　付　第　　号による額の確定通知額）
２　補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額　　金　　円
３　消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額　　金　　円
４　補助金返還相当額（３－２）　　金　　円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、活動組織が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・　消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・　付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・　３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・　交付対象事業者が消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

５　当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６　当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、活動組織が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・交付対象事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第８号（第１１関係）

番　　号
年　　月　　日

補助事業者　　氏　　名

　　年　月　日付　　第　　号により交付決定をした水土里保全活動支援事業費補助金については、　　年　　月　　日付けをもって提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、その額を金　　円に確定する。

＊（返還額のある場合）
金　　円に確定し、既に交付した補助金　　円との差額　　円を　　年　　月　　日までに返還するよう命ずる。

年　　月　　日

東京都知事

別記様式第９号（第１３関係）

番　　号
年　　月　　日

東 京 都 知 事　殿

補助事業者　　氏　　名

年度　水土里保全活動支援事業費補助金交付請求書

年　月　日付　　第　　号で補助金の交付決定の通知のあった本補助金について、下記のとおり請求する。

記

１　請求金額　　金　　円

２　請求金額の内訳

経費区分	交付決定 ①	既受領額 ②	今回 請求額 ③	残額 ①－（②＋ ③）	備　考
地域活動支援補助金 （農地維持）	円	円	円	円	
地域活動支援補助金 （水路維持）	円	円	円	円	
資源向上活動支援補助金 質的向上	円	円	円	円	
資源向上活動支援補助金 長寿命化	円	円	円	円	
水路浚渫支援補助金	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

３　事業完了年月日　　年　　月　　日

別記様式第１０号（第８及び第１４関係）

番　　号
年　　月　　日

東 京 都 知 事　殿

補助事業者　　氏　　名

年度　水土里保全活動支援事業費補助金概算払請求書

年　月　日付　　第　　号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、水土里保全活動支援事業費補助金交付要綱第１４の規定により概算払を受けたいので、下記のとおり請求する。

［※］また、併せて同要綱第８の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

１　請求金額　　金　　円

２　請求金額の内訳

経費区分	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額 ③		残額 ①－（②＋③）	備　考
			金　額	月 日まで予定出来高		
地域活動支援補助金（農地維持）	円	円	円	%	円	
地域活動支援補助金（水路維持）	円	円	円	%	円	
地域活動支援補助金（水路浚渫）	円	円	円	%	円	
資源向上活動支援補助金 質的向上	円	円	円	%	円	
資源向上活動支援補助金 長寿命化	円	円	円	%	円	
計	円	円	円	%	円	

３　事業遂行状況［※］

(1)農地維持・水路維持・質的向上・長寿命化

交付先	経費区分	交付決定額(A)	事業の遂行状況(B) (年 月 日までに 完了したもの)	進捗率 (B)/(A)	備　考
	地域活動支援補助金 (農地維持)	円	円	%	
	地域活動支援補助金 (水路維持)	円	円	%	
	資源向上活動支援補助金 (質的向上)	円	円	%	
	資源向上活動支援補助金 (長寿命化)	円	円	%	
	地域活動支援補助金 (農地維持)	円	円	%	
	地域活動支援補助金 (水路維持)	円	円	%	
	資源向上活動支援補助金 (質的向上)	円	円	%	
	資源向上活動支援補助金 (長寿命化)	円	円	%	
	計	円	円	%	

(注１)「事業の遂行状況」の欄には、補助金の支払金額を記載すること。

(2)水路浚渫

経費区分	支援内容	交付決定額(A)	契約済額(注)	遂行状況		備考
				支出済(注)(B)	進捗率(B)/(A)	
地域活動 支援補助金	水路浚渫	円	円	円	%	

(注２) 契約済額及び支出済額は都費を記載すること。

4　事業の完了予定　　年　　月　　日

(注)　[※]については、水土里保全活動支援事業費補助金交付要綱第8に規定する報告の場合のみ記載すること。

別記様式第１１号（第１４関係）

年度　水土里保全活動支援事業費補助金概算払精算書

番　　号
年　　月　　日

東 京 都 知 事　殿

補助事業者　　氏　　名

年　月　日付　　第　　号で交付決定の通知のあった本補助金について、下記のとおり精算します。

記

地区名	概算払受領	支払額	戻入額	繰越額	備考
計					

別記様式第12号(第21関係)

財 産 管 理 台 帳

区市町村名			対象組織名				事業実施年度				年度～　　年度				
事業の内容				工期		経費の区分				処分の制限期間	処分の状況			備　考
名称	工種構造・規格	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費(単位:円)	経費内訳(単位:円)			耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
							国費分	都費分	区市町村費分					

注1:処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
注2:処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
注3:備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
　　また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。
注4:この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
注5:複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。
注6:「名称」は、「水路」や「農道」等、対象施設の名称を記入すること。

別記様式第13号(第23関係)
年度

補助金調書

都			地方公共団体名										備考
			歳　入			歳　出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち都歳出相当額	支出済額	うち都歳出相当額	翌年度繰越額	うち都歳出相当額	

記載要領

1　「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされて いる経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。

2　「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。

3　「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。

4　「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

5　補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越(歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。)が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ 都負担金額を内書(　)すること。